

年金生活者支援給付金制度について

問『給付金専用ダイヤル』

☎0570(05)4092

『中村年金事務所』

☎052(453)7200

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

※請求書の受け付けのみ、保険年金課または各支所で行っています。

▼支給要件／

『老齢基礎年金を受給している方』

次の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市民税非課税
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

『障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方』

次の要件を満たしている方

- ・前年の所得額が約472万円以下(扶養親族などの数に応じてこの基準額に増額があります。)

▼請求手続き／

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日

本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されますので、同封のはがきに記入し提出してください。令和7年1月6日までに請求手続が完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※支給要件を満たしているにもかかわらずお知らせが届かないという場合は、年金事務所へお申し出ください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて給付金の請求手続きをしてください。

※制度などについて詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。また、次の二次元コードを読み込んでいただくと、厚生労働省のホームページからご確認ください。



野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問環境課 ☎(55)7114

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積み等の炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす
- ※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に

処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

『法律で例外とされている焼却の例』

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却(ごんど焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却
- (害虫駆除のための稲わら焼却など)

※廃ビニールなどの焼却は不可

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

『快適な生活環境の維持確保のお願い』

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることも考えられます。

例外行為であっても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

行政書士無料相談

問県行政書士会 ☎052(931)4068

▼日時／10月12日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時

▼場所／津島市文化会館

▼内容／遺言・相続・農地転用・開発申請など許認可手続、戸籍手続、内容証明、会社定款、入管関係

▼その他／予約不要

無料調停相談

問津島簡易裁判所内津島調停協会 ☎(26)2746

▼日時／10月21日(月) 午前10時～午後3時

受付：午前9時50分～午後2時30分

▼場所／津島市文化会館

▼相談担当者／津島簡易裁判所民事調停委員

▼内容／交通事故による損害賠償、金銭の貸し借り、土地や建物に関するトラブルや民事上の紛争など(離婚、相続など、家庭内や親族間の問題は取り扱いません。)

▼その他／予約不要

※離婚、相続など、家庭内や親族間の問題に関する家庭裁判の手続については、名古屋家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。